

図書館と著作権と資料の複写

(その8)

個人的に又は家庭内など限られた範囲内における複製、複写のルールを定めた著作権法第30条は、1970年に制定後、時代状況の変化を反映して幾つかの条項が追加されてきました。以下、主に録音・録画について簡単に説明を加えます。

I) 1984年：公衆の使用に供することを目的とした自動複製機器による複製禁止(第1項1号)

レンタルレコード店等に設置されたダビング機器を用いて行われていた複製を、営利・非営利を問わず禁止する内容です。このような行為により、大量の複製が容易に可能になり、著作権権利者の利益侵害に繋がるからです。大量のコピーが容易になった、けれど家庭内には、まだ複写・複製機器がさほど普及していなかった時代背景がうかがえます。

II) 1992年：私的録音録画補償金制度(第2項)

デジタル機器が普及するようになると、家庭内等でも簡単にデジタル方式による録音・録画が可能になりました。そこで、デジタル方式で行う複製を行う際、私的使用のための複写であっても、権利者に対して補償金を支払う制度が生まれました。補償金は、あらかじめ録音・録画機器の価格に上乘せられ、指定された管理団体^(注1)を通じて権利者に支払われます。

III) 1999年：技術的保護手段の回避(第1項第2号)

デジタル方式による複製は、アナログの場合とは異なり、オリジナルと同品質の複製を作ることができます。そこで、録音や録画を、物理的にコントロールして著作権を保護する機能が付されるようになりました。それらの保護手段を解除した複製は、私的複製であっても行ってはならないというのが「技術的保護手段の回避」です。

IV) 2009年：違法なインターネット配信からの録音録画(第1項第3号)

インターネットの普及により情報のネットワーク化が進むにつれ、更なる問題が出てきました。他人の著作物を、無断でアップロード(=複製)し配信する行為です。第1項第3号の規定導入以前は、このような著作物でも個人的にダウンロードする行為は違法とはされませんでした。しかし違法なアップロードは後を絶ちません。そこで、私的使用であっても、違法なインターネット配信と知りながらダウンロードする行為も禁じられることとなったのです。^(注2)

以上のような経過を通して、著作権と私たちを取り巻く状況が、時代の変化とともに大きく複雑な問題を抱えるようになってきたことがわかります。

そこで、日頃、複製・複写について著作権上の疑問が生じた時に参考になるウェブ・サイトを紹介します。

△「著作権情報センター」 <http://www.cric.or.jp>

著作権法の啓蒙・普及活動を行っている財団法人のホームページです。「はじめての著作権」「著作権Q&A」は、初心者もわかりやすく著作権が学べます。

△「文化庁」

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

文化庁のホームページの「著作権」からも、著作権に関する基本的な知識が得られます。

△さらに「政府インターネットテレビ」では、インターネット時代における注意事項を見ることができます。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2824.html>

また、図書館では著作権関連の図書、パンフレットも各種用意しています。これらの利用によって利用者の皆さんの著作権への理解を深めていただければと思います。
(続く) (hm)

注1) 録音：社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)

録画：社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)

注2) 現在、罰則化(懲役2年以下または200万円以下の罰金)を盛り込んだ修正案を国会に提出する動きがあります。
(木村尚貴、海賊版の受信：拙速な罰則化に違和感。朝日新聞。2012-05-05、朝刊、p.8「記者有論」)

理解を深めるために

酒井雅男, メディア・トゥデイ研究会『デジタル時代の著作権最新Q&A』(ユーリード出版, 2003)請求記号●J99-401

福井健策『著作権とは何か:文化と創造のゆくえ』(集英社新書, 2005)請求記号●J105-458

野口祐子『デジタル時代の著作権』(ちくま新書, 2010)請求記号●J120-317

半田正夫『デジタルネットワーク社会と著作権』(著作権情報センター, 2009改訂)図書館2階著作権関連パンフレットコーナー